

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（配慮計画書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第10条 市長は、<u>前条の規定により</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、配慮計画書等の写しを送付し、期限を指定して、当該配慮計画書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>（計画審査書の作成等）</u></p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>計画審査書</u>を作成する場合において、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>計画審査書</u>を作成したときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>（方法書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第17条 市長は、<u>前条の規定により</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、方法書等の写しを送付し、期限を指定して、当該方法書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（準備書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第26条 市長は、前条第1項の規定に<u>より</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、準備書等の写しを送付し、期限を指定して、当該準備書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係</p>	<p>（配慮計画書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第10条 市長は、<u>前条第1項の規定による</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、配慮計画書等の写しを送付し、期限を指定して、当該配慮計画書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>（配慮計画審査書の作成等）</u></p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>配慮計画審査書</u>を作成する場合において、必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対し、資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により<u>配慮計画審査書</u>を作成したときは、規則で定めるところにより、その写しを一般の縦覧に供するものとする。</p> <p>（方法書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第17条 市長は、<u>前条第1項の規定による</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、方法書等の写しを送付し、期限を指定して、当該方法書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めるものとする。ただし、市長において特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（準備書等についての審査会への意見照会）</p> <p>第26条 市長は、前条第1項の規定に<u>よる</u>公告をしたときは、第51条に規定する審査会に対し、準備書等の写しを送付し、期限を指定して、当該準備書等について環境の保全の見地からの専門的な事項に係</p>

る意見を求めるものとする。

(準備書説明会の開催等)

第27条 (略)

2 第17条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第27条第2項において準用する第3項」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第27条第2項において準用する第2項」と、「第16条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「第15条第1項第4号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(評価書等の公告及び縦覧等)

第34条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の規定に**より公告を行った**場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、対象事業の実施について、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう求めるものとする。

(対象事業の実施の制限)

第36条 事業者は、市長が第34条第1項の規定による公告を**行う**までは、対象事業を実施してはならない。

(事後調査計画書の作成等)

第39条 事業者は、第38条第1項の規定による届出前に、技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所**その他規則で定め**

る意見を求めるものとする。

(準備書説明会の開催等)

第27条 (略)

2 第17条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が関係地域内において準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「方法書」とあるのは「準備書」と、**「第1種事業者」を「事業者」と**、同条第4項中「前項」とあるのは「第27条第2項において準用する第3項」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第27条第2項において準用する第2項」と、「第16条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、「第15条第1項第4号に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、**「第1種事業者」を「事業者」と**読み替えるものとする。

(評価書等の公告及び縦覧等)

第34条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の規定に**よる公告をした**場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、対象事業の実施について、環境の保全についての適正な配慮がなされるよう求めるものとする。

(対象事業の実施の制限)

第36条 事業者は、市長が第34条第1項の規定による公告を**する**までは、対象事業を実施してはならない。

(事後調査計画書の作成等)

第39条 事業者は、第38条第1項の規定による届出前に、技術指針で定めるところにより、事後調査の項目、手法、場所**その他の事項を**

る事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

2・3 （略）

（事後調査の実施等）

第41条 （略）

2 （略）

3 事業者又は前項の規定により事後調査を行う者（以下これらを「事業者等」という。）は、前項の事後調査を行ったときは、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

4・5 （略）

（事後調査報告書についての意見書の提出等）

第43条 （略）

2 市長は、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、第51条に規定する審査会に対し、事後調査報告書の写しを送付し、期限を指定して、当該事後調査報告書について環境保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めることができる。

3 （略）

（事業者の氏名等の変更の届出）

第44条 事業者は、第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告がなされた日から対象事業を完了する日までの間において、第12条第1項第1号に規定する事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

（対象事業の変更の届出等）

第45条 事業者は、第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告がなされた日から対象事業を完了する日までの間において、第1

記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

2・3 （略）

（事後調査の実施等）

第41条 （略）

2 （略）

3 事業者又は前項の規定により事後調査を行う者（以下これらを「事業者等」という。）は、前項の事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

4・5 （略）

（事後調査報告書についての意見書の提出等）

第43条 （略）

2 市長は、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、第51条に規定する審査会に対し、事後調査報告書の写しを送付し、期限を指定して、当該事後調査報告書について環境の保全の見地からの専門的な事項に係る意見を求めることができる。

3 （略）

（事業者の氏名等の変更の届出）

第44条 事業者は、第9条第1項の規定による公告があった日から対象事業を完了する日までの間において、第8条第1項第1号に規定する事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

（対象事業の変更の届出等）

第45条 事業者は、第13条第1項又は第16条第1項の規定による公告があった日から対象事業を完了する日までの間において、第12

2条第1項第2号に規定する事項（以下この条及び次条において「対象事業の名称等」という。）を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の対象事業について前章（第1節を除く。以下この条及び第47条において同じ。）に定める手続を経なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2・3 （略）

4 第36条の規定は、第34条第1項の規定による公告が行われた後に対象事業の名称等を変更して当該対象事業を実施しようとする事業者（第1項の規定により前章に定める手続を経ることとなった事業者に限る。）について準用する。この場合において、第36条中「公告」とあるのは「公告（同項の規定による公告が行われ、かつ、第2節から前節までの規定による手続を再び経た後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

（事情の変更による手続の再実施）

第47条 事業者は、第34条第1項の規定による公告（当該対象事業について第45条第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について第34条第1項の公告が行われたときは、当該公告。次項において同じ。）の日から起算して5年を経過した日以後に当該対象事業を実施しようとするときは、前章に定める手続の全部又は一部の再度の実施について市長と協議しなければならない。

2・3 （略）

4 第36条及び前3条の規定は、第1項又は第2項の規定により前章に定める手続が行われる対象事業について準用する。この場合におい

条第1項第2号又は第15条第1項第2号に規定する事項（以下この条及び次条において「対象事業の名称等」という。）を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の対象事業について前章（第1節を除く。以下この条及び第47条において同じ。）に定める手続を経なければならない。ただし、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2・3 （略）

4 第36条の規定は、第34条第1項の規定による公告があった後に対象事業の名称等を変更して当該対象事業を実施しようとする事業者（第1項の規定により前章に定める手続を経ることとなった事業者に限る。）について準用する。この場合において、第36条中「公告」とあるのは「公告（同項の規定による公告をし、かつ、第2節から前節までの規定による手続を再び経た後にするものに限る。）」と読み替えるものとする。

（事情の変更による手続の再実施）

第47条 事業者は、第34条第1項の規定による公告（当該対象事業について第45条第1項の規定による届出があった場合において、当該変更後の対象事業について第34条第1項の公告があったときは、当該公告。次項において同じ。）の日から起算して5年を経過した日以後に当該対象事業を実施しようとするときは、前章に定める手続の全部又は一部の再度の実施について市長と協議しなければならない。

2・3 （略）

4 第36条及び前3条の規定は、第1項又は第2項の規定により前章に定める手続が行われる対象事業について準用する。この場合におい

て、第36条中「公告」とあるのは、「公告（第47条第1項又は第2項の規定による手続の再実施後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。

て、第36条中「公告」とあるのは、「公告（第47条第1項又は第2項の規定による手続の再実施後にするものに限る。）」と読み替えるものとする。